

再稼働の迫る

大飯原発3・4号機 運転差し止め仮処分

大阪地裁で審尋開始

2月7日、大阪地裁で第1回審尋があり、終了後は裁判所近くの会場に移動して各地の活動者との裁判報告・交流会がありました。この日は北陸地方の大雪で鹿島弁護士は出廷できず、代わって河合弘之弁護士のいう「原発問題のスペシャリスト」甫守、大河両弁護士が法廷に立ちました。

大飯原発3・4号機 運転差し止め仮処分

第1回 審尋 2月7日 大阪地裁民事部

裁判長 森 純子 陪席 谷口哲也 黒木宏太

弁護団 鹿島啓一 河合弘之 甫守一樹 大河陽子

申立人 児玉正人(京都府南丹市)

児玉申立人「主張は関電の基準地震動過小評価にしぼっています。が、原発の過密な若狭湾で事故の同時発生時への対策。実効性のある避難計画などが立てられていない。このことも一人の市民として重要な関心事です」

甫守弁護士「争点は一つです。関西電力の基準地震動は過小評価である、ということ。これについては、すでに元・原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦氏が名古屋高裁金沢支部で証言しており、広島高裁の『決定』でも裁判長がこれに触れています。

関電は3月中に反論を出す、ということなのでそこで争うことになるでしょう」

大河弁護士「森裁判長は積極的に取り組んで下さっています。

専門用語を含め、裁判官にも分からない点があるので、5月の連休明けに説明会をするということになっています」

*次回、第2回審尋は4月18日(水)2時

裁判報告・交流会

大雪のため、福井勢は参加できず、メッセージの代読になりましたが、近畿一円からの参加で活発な意見が交わされ



ました。

まず、決定間もなくの「高浜3・4号機 運転差止め仮処分」の申立人、水戸喜世子さんが発言。「今日、ここに参加して裁判を支えてくれている人たちの、交流の大切さを再認識しました。裁判所は核災害の被害の桁違いの大きさに思いをいたし、警告を発する決定を願っています」

交流会の席上、甫守弁護士は「申立人と弁護士しか入廷できない審尋で、傍聴席に関電社員の姿がありました。法の公正上、これは問題がある、と思っています」

この後、京都、滋賀、大阪の原告もそれぞれの裁判の進行を報告。滋賀の原告からは、甫守弁護士の発言を受け、「傍聴席に原発稼働による受益者、関電の社員の入廷が許されるのなら、稼働によって人格権を犯される、不安を煽られる側のわたしたちにも傍聴は許されるはず。この件を弁護団で検討して下さい」との要望が出されました。

(西村 修)

裁判の後、会場を島根会館会議室に移しての交流会